

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

[改正理由]

子どもの医療費助成制度の対象年齢を 18 歳までに拡大するため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市子ども医療費助成条例	小田原市小児医療費助成条例

2 医療費助成の対象範囲の拡大（第 2 条関係）

医療費の助成の対象となる子どもの範囲を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（現行は、原則中学校の課程等を修了した月の末日までの間にある者）に拡大することとする。

3 対象範囲の拡大に伴う規定の整備（第 1 条～第 6 条関係）

2 による医療費助成の対象範囲の拡大に伴い、助成対象の呼称を小児から子どもに変更するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正（改正条例附則第 3 項関係）

1 による小田原市小児医療費助成条例の題名の変更に伴い、同条例の題名を引用する規定を整備することとする。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

[適 用]

令和 6 年 10 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用